

我孫子市景観計画

令和7年5月 改定

我 孫 子 市

はじめに



我孫子市は、手賀沼をはじめとする水辺や斜面林などの緑に囲まれた住宅都市として発展してきました。平成23年をピークに減少局面に入った人口は、最近はやや横ばい傾向に回復しつつあるものの、少子高齢化の進展などによる地域の活力の低下や諸課題に対応するための財政需要の増大など、本市が置かれている状況は厳しさを増しています。

こうしたなか、本市が持続可能な自立した都市として発展していくため、令和4年度にスタートした我孫子市第四次総合計画とこれに即した我孫子市都市計画マスタープランでは、目標の一つに手賀沼をはじめとする地域資源を活用した賑わいの創出や交流人口の拡大を掲げ、規制と活用のバランスを考慮した都市づくりを進めています。

景観においても、本市が数多く有する『水辺』、『緑』、『歴史・文化』の景観資源の活用の主眼を置き、都市を構成する各地区の特性やまちづくりにおける役割を踏まえながら、状況の変化に応じて保全や形成の考え方を更新していくことが重要です。

そうした観点から、良好な景観を阻害するおそれのある大規模な建築物や屋外広告物などへの規制を地区の特性などに応じて見直すとともに、主要な景観資源の活用促進を図るため、本計画を約20年ぶりに改定することとしました。

美しい水辺の都市という類まれな姿を、改めて本市のアイデンティティとする景観と捉え、本計画に基づき、市民・事業者・行政の協働により取り組みを進めていきます。

最後に、計画の改定にあたり、ご審議・ご意見いただいた景観審議会及び都市計画審議会の委員の皆様、そして、専門的なご助言・ご提案をいただいた景観アドバイザーの皆様にお礼申し上げます。

令和7年5月

我孫子市長 星野 順一郎

我孫子市景観計画 目次

第1章 我孫子市の景観の現況

- 1-1 我孫子市の景観特性 1ページ
- 1-2 西部地域の景観の現況 2ページ
- 1-3 東部地域の景観の現況 4ページ

第2章 これまでの取り組みと景観づくりにおける課題

- 2-1 これまでの取り組み 6ページ
- 2-2 景観づくりにおける課題 6ページ

第3章 計画の位置づけと景観づくりの基本目標

- 3-1 計画の位置づけと改定の趣旨 8ページ
- 3-2 景観づくりの基本目標 9ページ
- 3-3 計画期間 9ページ

第4章 良好な景観づくりのための行為制限に関する事項

- 4-1 景観計画区域 10ページ
- 4-2 景観重点地区 11ページ
- 4-3 屋外広告物の規制・誘導の考え方 14ページ
- 4-4-1 景観法及び我孫子市景観条例で定める届出の対象行為 . . . 15ページ
- 4-4-2 届出前の事前協議が必要な行為 16ページ
- 4-5 景観形成基準 17ページ

第5章 景観拠点 24ページ

第6章 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- 6-1 景観づくりに関する普及啓発 26ページ
- 6-2 市民団体などによる景観づくり活動への支援 27ページ

第7章 景観重要建造物等の指定の方針

- 7-1 景観重要建造物の指定の方針 28ページ
- 7-2 景観重要樹木の指定の方針 28ページ

第8章 推進体制

- 8-1 我孫子市景観審議会 30ページ
8-2 我孫子市景観アドバイザー 30ページ

今回の計画の改定について（概略）

1. 改定の趣旨

新たな景観阻害要因や市のまちづくりの方針の変化に対応し、まちの魅力向上に主眼を置いた景観づくりを推進するため、計画を改定するものです。

2. 主な改定事項

（1）景観計画区域（＝市域全域）の分類などの見直し

本市の景観の特性や課題、上位・関連計画で掲げるまちづくりの方針などを踏まえて区域の分類と範囲を見直しました。また、手賀沼周辺において先導的・重点的に景観形成を推進する区域に指定してきた『手賀沼ふれあいライン特定地区』を『手賀沼景観重点地区』に改称し、区域に「公園坂通り周辺地区地区計画」の区域全域を含めるとともに、土地利用のあり方やまちづくりにおける位置づけなどの違いに応じて4つのエリアに細分化しました。

（2）景観法及び我孫子市景観条例で定める届出の対象行為の見直し

景観計画区域の各ゾーン・エリアの景観づくりの方針を踏まえ、良好な景観づくりのために規制・誘導が必要な行為を精査し、届出の対象行為や届出前の事前協議を求める行為を見直しました。

（3）景観形成基準の見直し

市域の中央を東西に伸びる台地上から見た南北の緑豊かな眺望や、手賀沼の南岸（柏市）から見た手賀沼・農地・斜面林・まちなみが調和した眺望を重要視し、それらの保全・活用に重きを置いた基準に見直しました。

（4）「景観拠点」の新設

持続可能な活力ある都市づくりの観点から、本市の主要な景観資源のうち次の4つのポイントを「景観拠点」に位置づけました。景観拠点とその周辺においては、景観形成基準に基づく規制・誘導に加え、各景観拠点の保全・活用に関する方針や施策などを定めている他の関連計画などと連携し、魅力ある景観づくりを進めます。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ●手賀沼公園と手賀沼親水広場 | ●古利根沼と古利根公園・自然観察の森 |
| ●岡発戸・都部の谷津（谷津ミュージアム） | ●旧井上家住宅と手賀沼干拓地 |

第1章 我孫子市の景観の現況

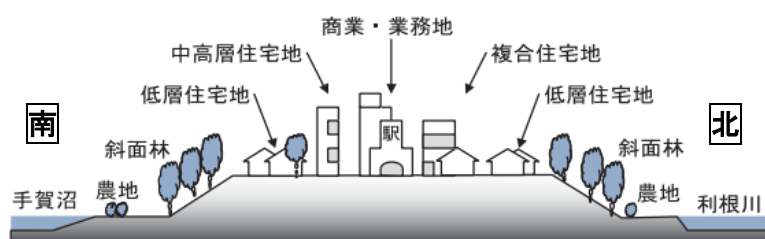
1-1 我孫子市の景観特性

我孫子市は、南北を手賀沼や利根川、古利根沼に挟まれ、中央部の東西に細長い馬の背状の台地の上に市街地が形成されています。市街地と水辺の間には斜面林や農地が広がり、水と緑に囲まれた美しい都市景観を形成しています。



▲手賀沼の上空から我孫子駅方面を望む

市街地においては、各駅の周辺と国道6号などの広域幹線道路の沿道に商業・業務地がまとまり、その周囲に低層住宅地が広がっています。低層住宅地では、建築協定や地区計画により、特色あるまちなみが形成されています。



▲我孫子市の地形断面図（イメージ）

また、手賀沼の周辺には、白樺派の文人たちの足跡や手賀沼の干拓の歴史を今に伝える建築物など、歴史・文化的資源が数多く点在しています。

本市には、手賀沼に代表される『水辺』、台地状の地形に起因する斜面林や「ハケの道」【※注1】をはじめとする人の手によって保全されてきた谷津や森などの『緑』、江戸時代から昭和初期にかけて建てられた文化人や豪農たちの邸宅や伝統的な祭りなどの『歴史・文化』に関する景観資源が市域全域に分布しています。我孫子市では、市民団体と協働で、こうした資源の保全・活用を進めるとともに、市内の魅力的な景観を「我孫子のいろいろ八景」【※注2】に選定し、本市の景観の魅力を市内外に発信しています。

【※注1】 ハケの道

…関東地方では、湧水点が点在するような崖下の斜面を「ハケ」、崖下の道を「ハケの道」と呼んでいる。

【※注2】 我孫子のいろいろ八景

…市内の魅力的な景観を広く募集し、約2,000件の応募のなかから選ばれた本市を代表する景観群。

「公園八景」、「坂道八景」、「成田線車窓八景」、「まちなみ八景」、「ハケの道八景」、「斜面林・田園八景」、「桜八景」、「水八景」の8つのジャンル×8つの景観（＝計64景）から成る。

1 - 2 西部地域の景観の現況



図の凡例

農地・緑地	低層住宅地	中高層住宅地	商業・業務地
緑のまとまり	歴史・文化のまとまり	商業施設などのまとまり	

西部地域には、市の人口の約 67 パーセント（※令和 6 年 4 月 1 日現在）が居住しています。地域の主要な交通軸である国道 6 号、国道 356 号、手賀沼ふれあいライン（都市計画道路 根戸新田・布佐下線）などの幹線道路と JR 常磐線の我孫子駅及び天王台駅を中心に商業・業務地や住宅地が形成されているほか、西部地域にのみ工業系の用途地域が指定されている区域があります。

（１）市街地景観

- 特に我孫子駅の周辺や国道 6 号の周辺に高層の集合住宅や大規模な商業施設が立地しています。これまでの市の規制・誘導と事業者の協力により、こうした集合住宅や商業施設の多くは外壁に暖色（赤・橙・黄）系で低彩度の落ち着いた色彩が用いられ、周囲のまちなみとの調和に配慮した外観になっています。
- 我孫子駅及び天王台駅の周辺や国道 6 号、国道 356 号、手賀沼ふれあいラインの我孫子新田から若松地区までの区間の沿道は、商業施設がまとまり、にぎわいを生み出している一方で、施設の屋上や外壁、道路沿いに屋外広告物が数多く設置されています。
- 地区計画や建築協定が定められている低層住宅地では、まとまりのある緑豊かで落ち着いたまちなみが形成されています。

（２）自然景観

- 本市最大の地域資源である手賀沼の周辺には、手賀沼公園や手賀沼親水広場、高野山桃山公園、五本松公園、手賀沼遊歩道など、緑のなかで手賀沼の眺望を楽しむことができる視点場が数多く存在します。また、手賀沼の対岸（柏市）からは、手賀沼の水面の青と手賀沼沿いの斜面林をはじめとする自然の緑のコントラストを眺めることができます。
- 岡発戸・都部地区では、元々の地形を活かしてコースが設計された我孫子ゴルフクラブや、我孫子の原風景を今に残し数多くの生物が生息する谷津（谷津ミュージアム）が、まとまりのある自然景観を形成しています。
- 国道 6 号の北側には、利根川との間に北新田の田園風景が広がります。

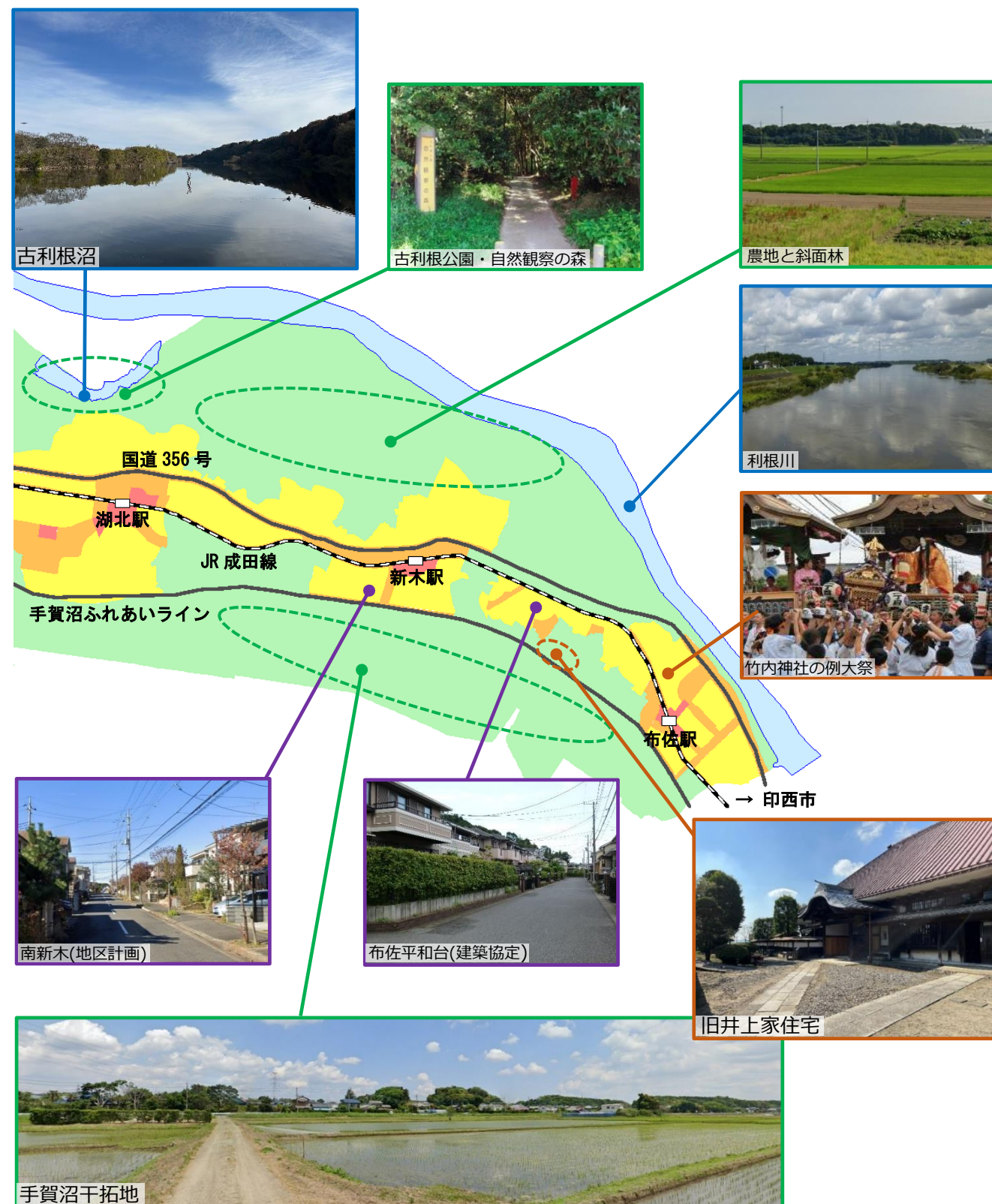
（３）歴史・文化的景観

- 志賀直哉、武者小路実篤、柳宗悦ら白樺派の文人や嘉納治五郎、杉村楚人冠、村川堅固などの文化人たちが構えた居宅や別荘及びその跡地などが手賀沼の近くに点在し、周囲の緑地の緑と相まって往時をしのばせる歴史・文化的景観を形成しています。

★景観コラム・・・手賀沼を愛したジャーナリズムの先駆者・杉村楚人冠

大正から昭和にかけて活躍した新聞記者の杉村楚人冠は、明治 45 年に我孫子に別荘を建て、創刊に携わった「アサヒグラフ」を通じて手賀沼の魅力を広く世間に紹介したほか、我孫子ゴルフクラブの設立にも関与するなど、別荘地としての手賀沼周辺の発展に大きく貢献しました。また、国の手賀沼干拓計画には、嘉納治五郎や村川堅固らとともに「手賀沼保勝会」を結成して反対を訴えました。

1 - 3 東部地域の景観の現況



図の凡例

	農地・緑地		低層住宅地		中高層住宅地		商業・業務地
	緑のまとまり		歴史・文化のまとまり				

東部地域の中央を東西に走る国道 356 号と JR 成田線の周囲に、戸建て住宅を中心とした市街地が形成されています。

この市街地を挟むように、南側には手賀沼干拓地、北側には利根川と農地そして市街地と農地との境界線のように斜面林の帯が広がります。

（１）市街地景観

- 地区計画が定められている南新木や、建築協定により住民主体のまちづくりが行われている布佐平和台などで、ゆとりある緑豊かなまちなみが形成されています。

（２）自然景観

- 地域の北側を流れる利根川の雄大な水辺景観を、栄橋とその周辺や利根川ゆうゆう公園などから眺めることができます。
- 利根川の流路変更によって川の一部が取り残されてできた古利根沼は、周囲の森の緑と相まって豊かな水辺景観を形成しています。
- 手賀沼ふれあいラインの南側には、東西約 6 キロメートルに及ぶ広大な手賀沼干拓地が形成する田園景観が広がります。
- 市街化調整区域内のまとまった自然や農地の緑が、東部地域を象徴するボリュームのある自然景観を形成していますが、一部の地区では農地や緑地への野立ての太陽光発電設備の設置が増加・集中しており、緑の減少・分断による景観への影響が懸念されます。

（３）歴史・文化的景観

- 手賀沼の干拓に尽力した井上家が江戸末期から昭和初期にかけて建築・建造した建物や土蔵などが保存されており、地域の歴史を今に伝えています。
- 布佐の鎮守・竹内神社では、享保年間に発祥した例大祭が地域の人々の手によって受け継がれており、人々の活動が生み出す祭りの風景は、布佐を象徴する歴史・文化的景観となっています。

★景観コラム・・・次世代に残したいと思う『ちば文化資産』

千葉県では、県内の文化資産のうち、多様で豊かなちば文化の魅力を特徴づけるモノやコトを、県民参加により『ちば文化資産』に選定しています。市内では、次の５つがこれに選ばれています。

- 手賀沼花火大会
- 白樺派と文人の郷
- 布佐地区の江戸文化遺産（竹内神社の例大祭、旧井上家住宅）
- 天神坂
- 手賀沼周辺の公園群（手賀沼公園、手賀沼親水広場 など）

第2章 これまでの取り組みと景観づくりにおける課題

2-1 これまでの取り組み

良好な景観や魅力的な景観は、まちの個性を特徴づけ、住民のまちへの誇りや愛着を育むとともに、他の地域からの来訪を促し交流人口の拡大にも資するものです。

我孫子市は、手賀沼、利根川、古利根沼の水辺や岡発戸・都部の谷津をはじめとする豊かな緑、白樺派の文人や手賀沼の開拓に尽力した豪農などが残した歴史・文化的遺産など、多くの特色ある景観資源を有するまちです。こうした景観資源を守り、育み、活かし、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政の協力・連携が欠かせません。そこで、それぞれの役割などを共有し、一体となって良好な景観づくりに取り組んでいくため、景観法の施行前の平成6年3月に、市独自の行政計画として「我孫子市景観形成基本計画」を策定し、平成11年4月には「我孫子市景観条例」を施行しました。その後、平成17年6月に景観法が全面施行されたことを受けて、同年8月に景観法で定める「景観行政団体」に移行し、景観法で定める「景観計画」としての位置づけを加えるため、平成18年に計画を改定するとともに我孫子市景観条例を改正しました。

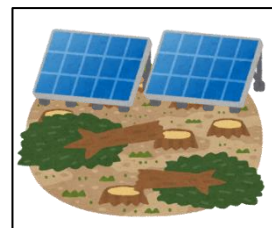
以降、この条例と計画に基づき、我孫子市最大の景観資源である手賀沼の周辺に重点をおきながら、市全域の建築物や屋外広告物の形態意匠などについて規制・誘導を行うとともに、市民団体と協働で「我孫子のいろいろ八景」を活用したイベントを開催するなどして我孫子市の景観の魅力を市内外に広く発信してきました。

2-2 景観づくりにおける課題

(1) 新たな景観阻害要因への対応

野立ての太陽光発電設備が、東部地域の市街化調整区域内を中心に増えています。我孫子市では、平成29年6月に「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例」を施行し、事業者が設置場所の近隣関係者への計画概要の事前周知を義務づけるとともに、景観の保全や防災などの観点から当該設備の設置の自粛を要請する区域を定めて区域内への設置を控えるよう事業者呼びかけしてきました。ゼロカーボンシティ宣言を表明し、温室効果ガスの排出量を削減する取り組みを進めている本市では、再生可能エネルギーの導入推進と景観の保全の両立を図るため、当該設備の設置場所の誘導に加え、設置する場合は周囲の景観との調和が図られるよう景観づくりの基準を示して事業者へ配慮を求めています。また、技術の進歩や表現方法の多様化により、これまでの景観づくりの基準では想定してこなかったデジタルサイネージや人物の写真を中心にデザインされた看板などの設置が広がりを見せています。

景観をとりまく状況の変化に合わせて景観づくりの基準を適宜アップデートし、市民・事業者の理解と協力を得ながら良好な景観の保全・形成を進めていく必要があります。



（２）手賀沼周辺の魅力向上

令和４年４月に改定した「我孫子市都市計画マスタープラン」で市民をはじめ多くの人を訪れる場の創出を図る市の『交流拠点』の一つに位置づけた手賀沼公園周辺では、本市の玄関口である我孫子駅と手賀沼公園を結ぶ「公園坂通り」を、『歩きたくなるみち』をコンセプトに市のシンボルロードとして整備していく方針としています。また、手賀沼公園の西側に位置する我孫子新田地区では、手賀沼の水辺のロケーションを交流人口の拡大に活かすため、市の「手賀沼観光施設誘導方針」と地区計画により観光関連施設の立地を誘導しています。

手賀沼周辺の魅力向上は、本市と同じく手賀沼に市域が接する柏市や手賀沼を管理する千葉県と連携し、手賀沼全体で考えていくことが重要です。景観づくりにおいては、これまで手賀沼周辺の区域を『手賀沼ふれあいライン特定地区』に指定し、他の区域よりも厳しい基準を設けて規制・誘導を図ってきましたが、区域内の誘導すべき土地利用などの都市計画や特性の違いを踏まえながら、手賀沼周辺の『交流拠点』や景観資源などの線的・面的なつながりを演出するとともに、その魅力をより引き立て、交流人口の拡大に活かすための景観づくりを進めていく必要があります。

（３）景観資源の保全と活用

本市は、『水辺』、『緑』、『歴史・文化』に関する景観資源を数多く有しています。これらの景観資源のなかには、市の他の計画などで保全・活用の方針を定め、市民・事業者と協働で取り組みを進めているものもあります。

景観資源の魅力をまちづくりに活かすため、こうした関連計画などとの整合・連携を図り、保全だけでなく活用の視点も取り入れた周辺環境の景観づくりを進めていく必要があります。

（４）景観資源と調和したゆとりと潤いのある市街地景観の形成

本市は、都心まで約４０分でアクセスできる利便性の高い地域にありながら、市域の約８０パーセントを低層住宅地と緑地・農地が占めており、この“ゆとり”と“潤い”が本市のまちの個性を示しています。この個性を伸ばし、住民のまちへの誇りや愛着を育むとともに、移住・定住意識の喚起・向上につなげるため、建築物、工作物、屋外広告物への色彩などの規制・誘導、また、地区計画及び建築協定などの活用によるまとまりのある誘導により、地区の特性や景観資源との調和を踏まえたメリハリのあるまちなみづくりを進めていく必要があります。

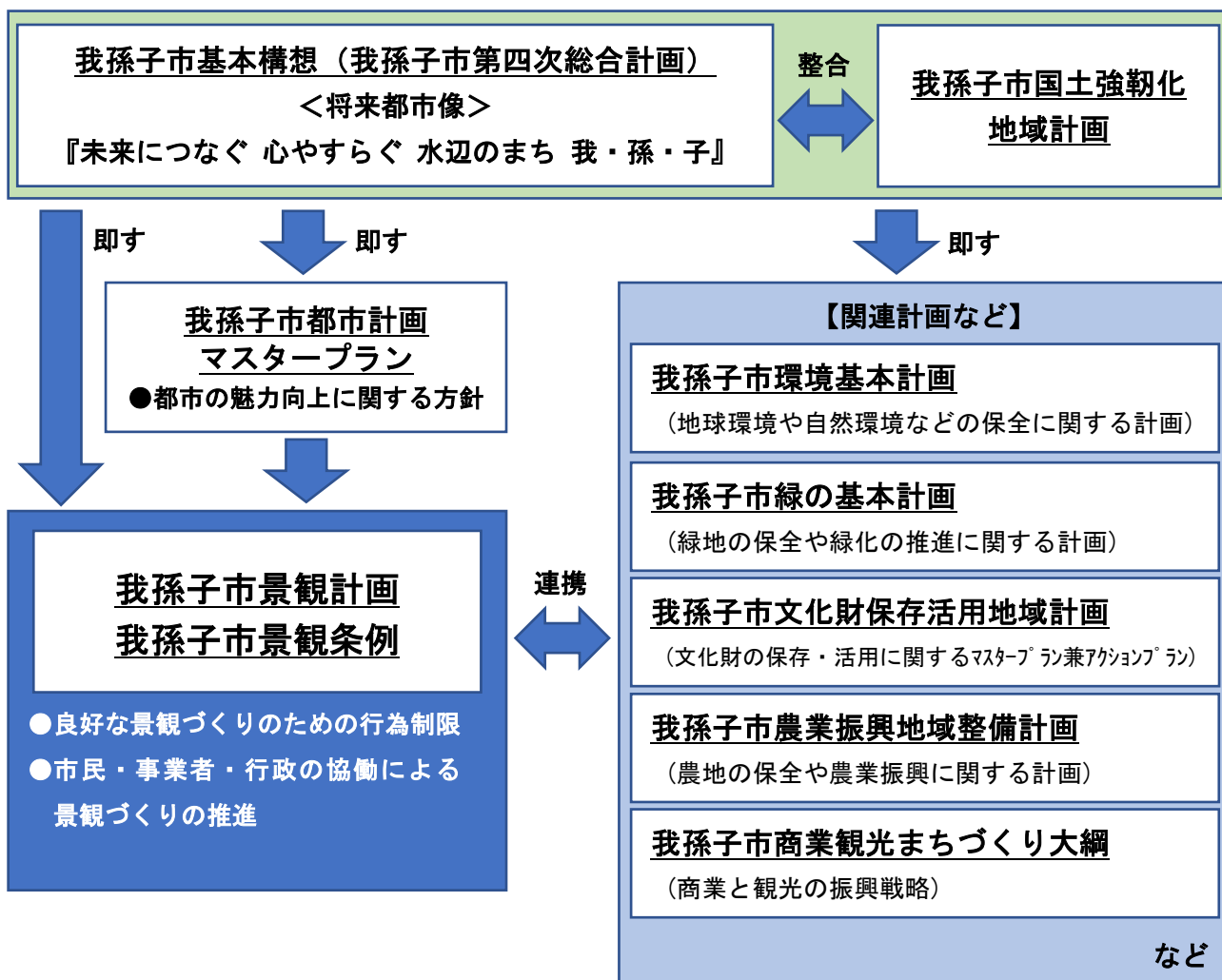
（５）市民・事業者・行政の連携強化

良好な景観づくりを実現するためには、市民・事業者・行政が景観づくりの目標や方針について認識を共有し、協力・連携して取り組みを進めていくことが重要です。市民・事業者の景観づくりに対する関心を喚起するため、引き続き本市の景観の魅力と、これを活かす景観づくりの重要性について普及啓発を図っていく必要があります。

第3章 計画の位置づけと景観づくりの基本目標

3-1 計画の位置づけと改定の趣旨

本計画は、景観法に基づき策定する景観計画です。景観法で、景観計画は市町村の基本構想に即するとともに、都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならないとされています。そのため、「我孫子市基本構想」や本市の都市計画に関する基本的な方針である「我孫子市都市計画マスタープラン」、関連する計画などとの整合・連携を図ります。



このたびの計画の改定は、前回の改定（平成18年）後に生じた新たな景観形成上の課題や本市のまちづくりの方針の変化に対応し、景観資源の保全・活用による更なるまちの魅力向上や市民の「わがまち意識」の醸成に資する景観づくりを進めていくために行うものです。

法定計画であることを明確にするため、計画の名称を「我孫子市景観計画」に改めます。

3-2 景観づくりの基本目標

次の4つの基本目標を掲げ、景観づくりの課題に対応し、まちの魅力向上に資する景観づくりの取り組みを進めていきます。

(1) 水辺・緑の眺望や風景を主とする自然景観づくり

本市の特色である水辺や斜面林、谷津などの貴重な自然景観を保全・活用し、まちの魅力向上を目指します。

(2) 古くから栄えた特徴を風景に残す歴史・文化的景観づくり

白樺派の文人たちの足跡や手賀沼干拓の風景など、先人が残した歴史・文化的景観を保全・活用し、まちの魅力向上を目指します。

(3) にぎわいと秩序が共存する商業地や潤いある住宅都市の市街地景観づくり

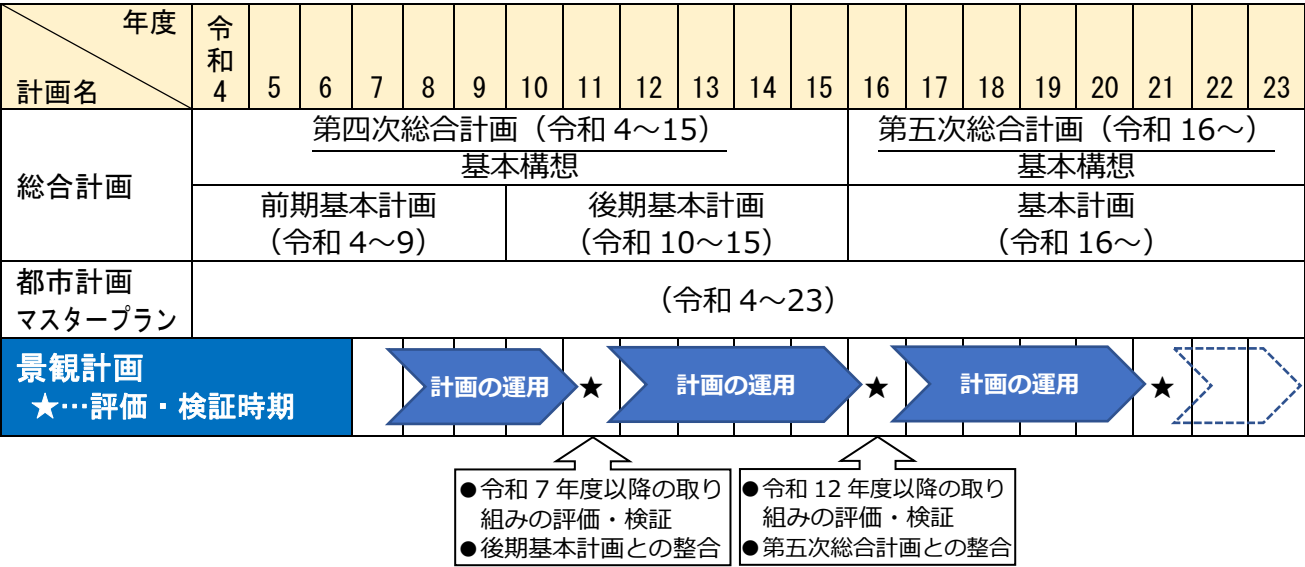
住宅都市として形成してきた市街地を基盤としながらも、今後の持続可能な活力ある都市づくりとのバランスがとれた景観づくりを目指します。

(4) 市民・事業者・市がともに育む都市景観づくり

市の施策展開とともに市民や事業者との協働による景観づくりを推進します。

3-3 計画期間

良好な景観は、市民・事業者・行政による長い年月をかけた取り組みの積み重ねによって少しずつ形成されていくものです。そのため、計画期間は特に定めないこととしますが、5年ごとにその間の取り組みについて評価・検証を行い、必要に応じて計画を改定します。ただし、新たな景観阻害要因への対応や上位計画の改定との整合などを早期に図る必要が生じたときは、時期を前倒しして計画を改定します。



第4章 良好な景観づくりのための行為制限に関する事項

4-1 景観計画区域

「3-2 景観づくりの基本目標」の達成や、我孫子市環境基本計画が目指す豊かな自然と調和した魅力的な生活環境の実現のためには、市域全域に分布する景観資源の特徴に合わせて、これを活かし、これと調和するまちなみを形成していく必要があります。そのため、景観法に規定する景観計画区域は、【我孫子市全域】とします。

本市の景観構造は、①台地上の市街地 と ②市街地の南北に広がる緑と水辺 の2つに大別されます。①と②のつながりを意識しながら、まちづくりにおける位置づけや土地利用の目的などを踏まえて市域を3つのゾーンと景観重点地区に分類し（詳しくは、12ページの【景観計画区域等の区域図】参照）、建築物の建築や工作物の設置、開発行為などの行為について規制・誘導を図ります。

また、規制・誘導に加え、「景観拠点」に位置つけた景観資源の保全・活用を、関連計画などと連携して進めます。

景観計画区域 …景観法や市の景観条例・景観計画による<規制・誘導>

- 商工業景観ゾーン
- 住宅景観ゾーン
- 自然・田園景観ゾーン
- 景観重点地区

● 手賀沼景観重点地区

- 公園坂通りエリア
- 手賀沼沿い交流エリア
- 手賀沼沿い自然・田園エリア
- 手賀沼沿い市街地エリア

▶ 詳しくは12ページ～



景観拠点 …関連計画などと連携した<保全・活用>

- 手賀沼公園と手賀沼親水広場
- 古利根沼と古利根公園・自然観察の森
- 岡発戸・都部の谷津（谷津ミュージアム）
- 旧井上家住宅と手賀沼干拓地

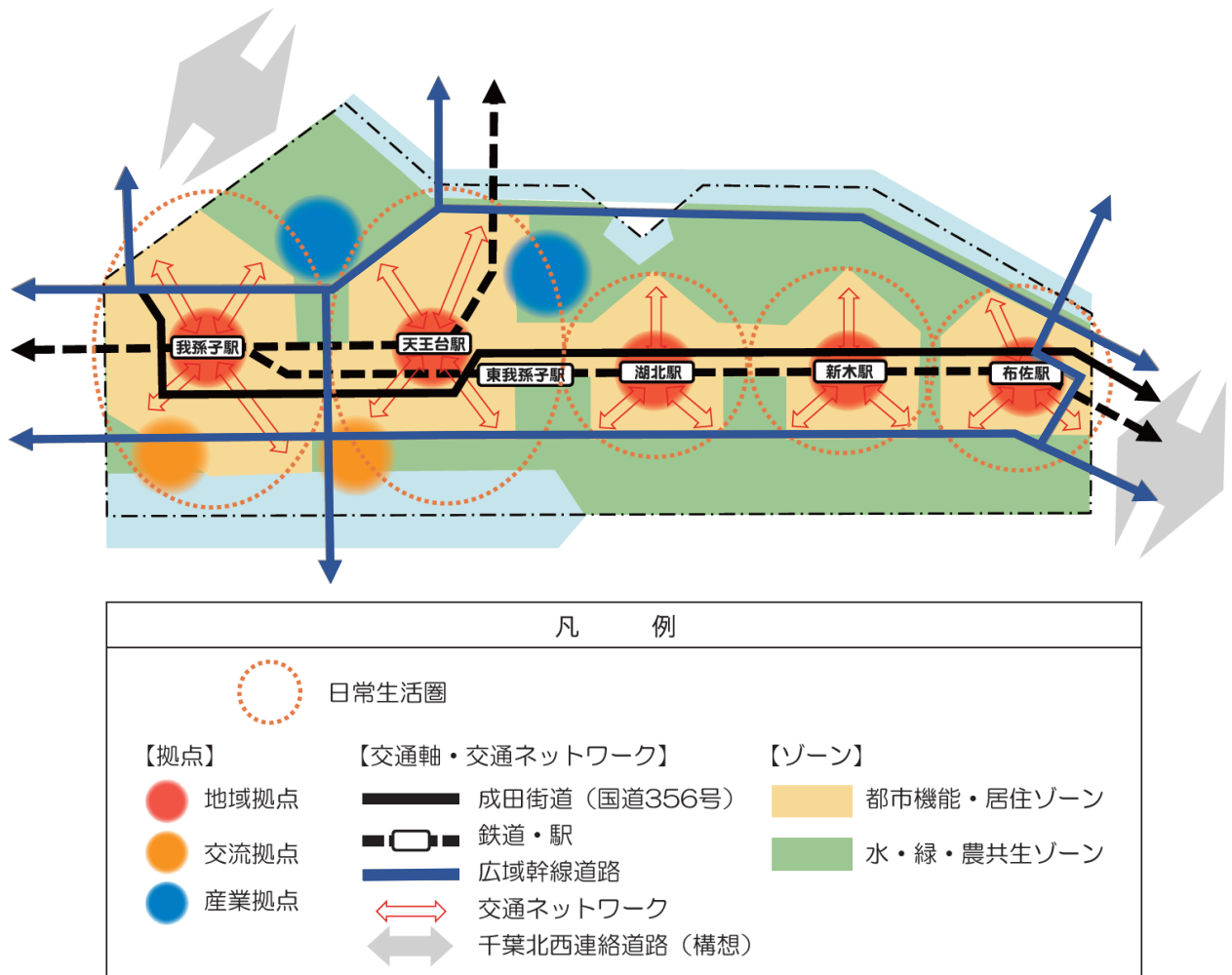
▶ 詳しくは24ページ～

4-2 景観重点地区

次の区域を、我孫子市景観条例に規定する景観重点地区とします。

景観重点地区の名称	地区の区域	景観づくりの方針
手賀沼景観重点地区	我孫子市都市計画マスタープランで『交流拠点』に位置づけた手賀沼公園周辺及び手賀沼親水広場周辺と、手賀沼に近接し台地上からの手賀沼の眺望や手賀沼の対岸から見た水辺景観の形成に特に影響を及ぼす区域（詳しくは12ページの【景観計画区域等の区域図】参照）	都市計画による土地利用の違いや市の施策展開などを踏まえて地区内を複数のエリアに細分化し、地域資源の活用やまちの魅力アップに主眼を置きながら、各エリアの特性に応じた景観づくりの方針や景観づくりの基準を定めることで、きめ細やかな景観形成を図ります。

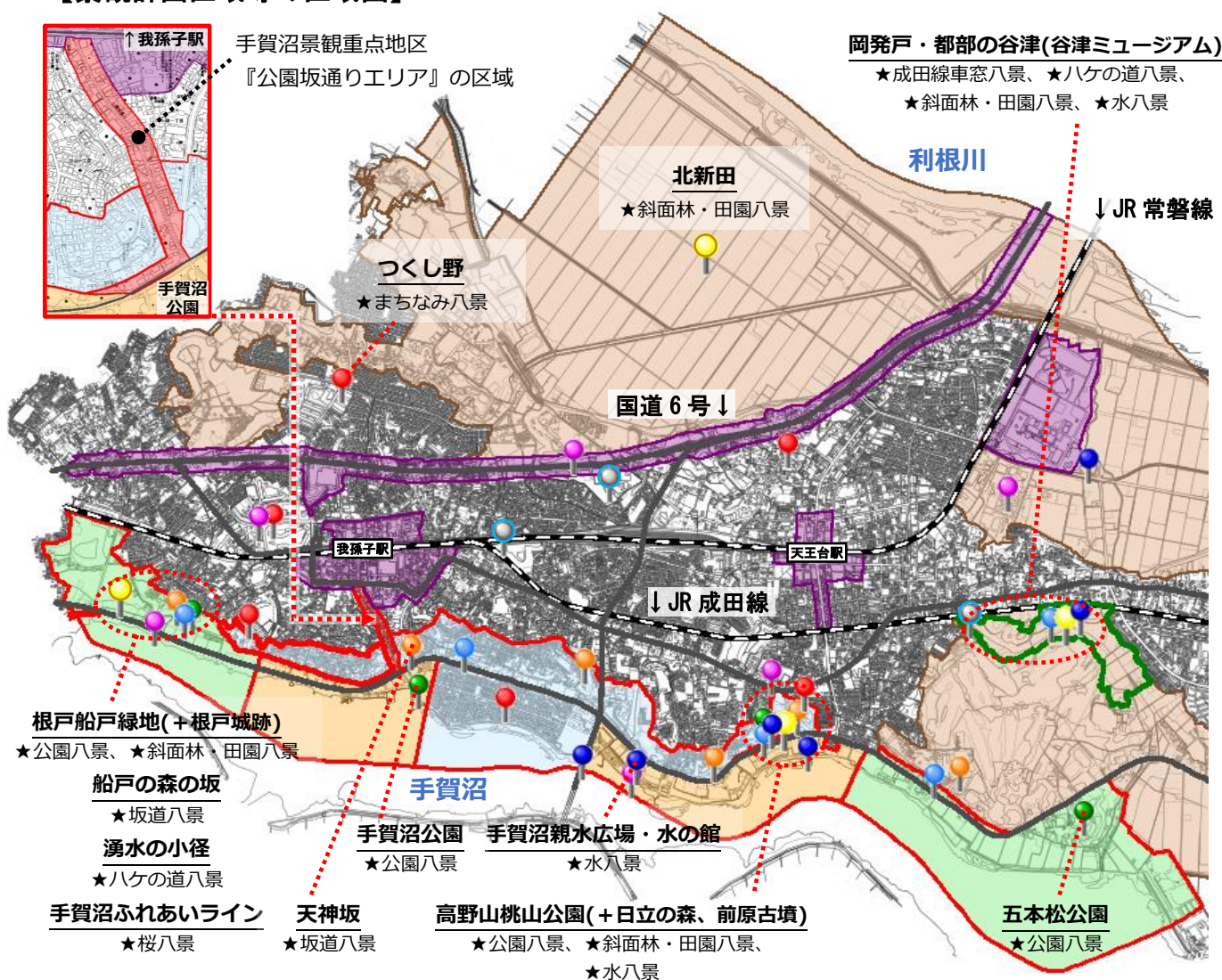
【参考】我孫子市都市計画マスタープランで示す将来都市構造



●交流拠点

手賀沼の水辺環境や緑などの地域資源を活かし、市民をはじめ多くの人を訪れる場の創出を図るため、手賀沼公園周辺と手賀沼親水広場周辺を位置づけます。

【景観計画区域等の区域図】



(1) 手賀沼景観重点地区（※上図の赤い実線で囲まれた区域）

区域の分類	景観づくりの方針
公園坂通りエリア	『歩きたくなるみち』というコンセプトのもと、我孫子駅と手賀沼公園を結ぶ市のシンボルロードにふさわしい歩行者の目線に配慮した市街地の景観形成を図ります。
手賀沼沿い交流エリア	本市の『交流拠点』という位置づけを踏まえ、最大の地域資源である手賀沼及びその周辺の自然をにぎわいづくりに活かす景観形成を図ります。
手賀沼沿い自然・田園エリア	『交流拠点』とのつながりを意識しながら、貴重な地域資源である手賀沼沿いの自然景観の保全を図ります。
手賀沼沿い市街地エリア	台地上からの手賀沼の眺望と柏市側からの本エリアの眺望に配慮した市街地景観の形成を図ります。

図の凡例

「我孫子のいろいろ八景」に選ばれている景観ポイントの位置又は代表地点

- | | | | | | | | |
|--|--------|--|----------|--|---------|--|--------|
| | 公園八景 | | 坂道八景 | | 成田線車窓八景 | | まちなみ八景 |
| | ハケの道八景 | | 斜面林・田園八景 | | 桜八景 | | 水八景 |

我孫子市景観条例で定める野立ての太陽光発電設備の設置の自粛を要請する区域のうち、
景観計画に定める区域

古利根公園・自然観察の森

★公園八景

古利根沼の斜面林

★斜面林・田園八景

古利根沼

★水八景

↓利根水郷ライン

ハケの道の迷路

★ハケの道八景

利根水郷ラインから望む緑の帯

★斜面林・田園八景

利根川

緑の谷を抜ける単線カーブ

★成田線車窓八景

布佐平和台

★まちなみ八景

布佐南公園

★桜八景

宮ノ森公園

★公園八景、
★成田線車窓八景、
★桜八景

国道 356 号 ↓

湖北駅

湖北中央公園

★公園八景

けやき通りの坂

★坂道八景

湖北台

★まちなみ八景

手賀沼ふれあいライン ↑

広大な手賀沼干拓地

★斜面林・田園八景

気象台記念公園

★公園八景

旧井上家住宅

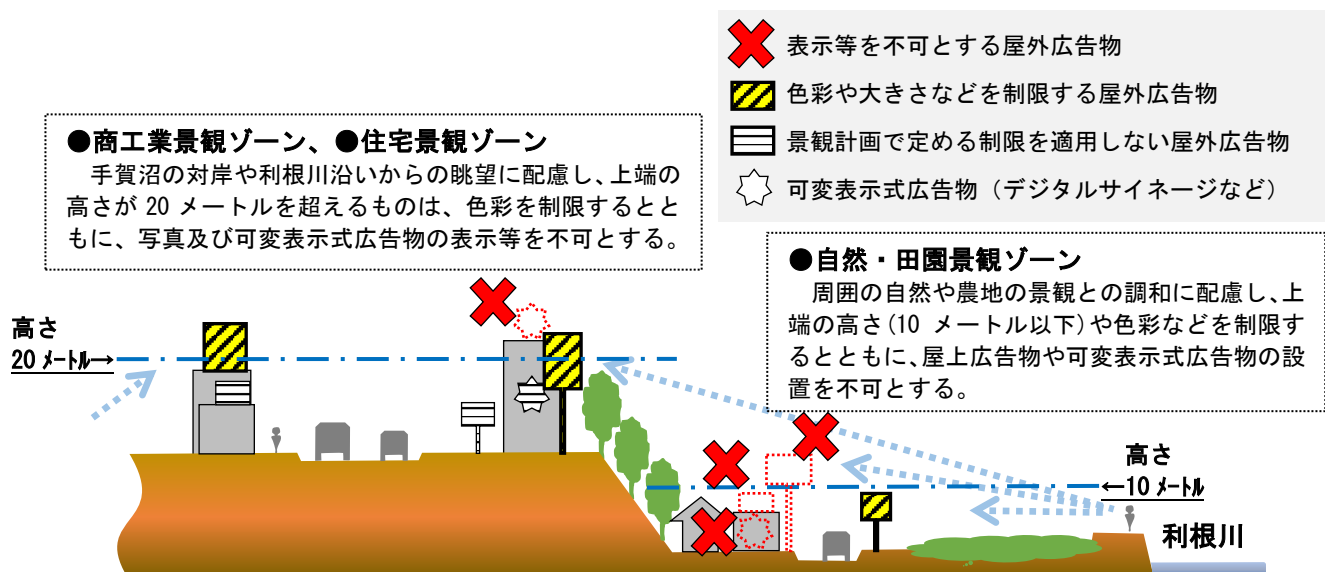
布佐駅

(2) 手賀沼景観重点地区以外の区域

区域の分類		景観づくりの方針
	商業・工業景観ゾーン (主に各駅周辺や国道 6 号の沿道)	都市型社会における活動に必要な商業的・工業的土地利用のにぎわいと、その外側からの眺望や周辺の景観との調和の両立に配慮した景観形成を図ります。
	住宅景観ゾーン (主に市街化区域の住宅地)	地区計画や建築協定などの他のまちづくり制度と連携し、本市の地域資源である緑や水辺と調和した落ち着きとまとまりのある住宅地景観の形成を図ります。
	自然・田園景観ゾーン (主に市街化調整区域の農地など)	主に国道 6 号の北側や東部地域の市街地の南北に広がる豊かな緑や水辺がつくる本市の象徴的な自然景観の保全を図ります。

4-3 屋外広告物の規制・誘導の考え方

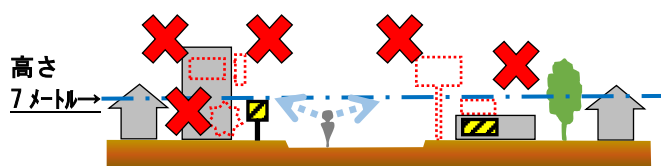
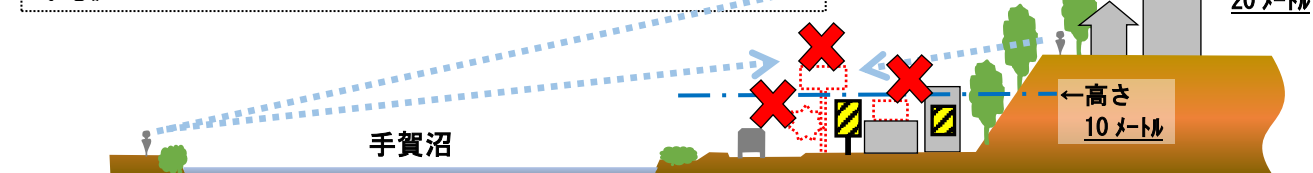
良好な景観づくりにおいて特に重要な要素の一つである屋外広告物について、本市の地形的特徴や景観計画区域の各ゾーン・エリアの景観づくりの方針を踏まえ、「千葉県屋外広告物条例」で定める許可などの基準に上乗せして、下図に示す考え方に基づき規制・誘導の対象や基準を定めます。



手賀沼景観重点地区

●手賀沼沿い自然・田園エリア、●手賀沼沿い交流エリア

手賀沼の対岸や台地上からの眺望に配慮しながら交流拠点としてのにぎわいをつくるため、上端の高さ(10メートル以下)や大きさ、色彩などを制限するとともに、屋上広告物や可変表示式広告物の設置を不可とする。

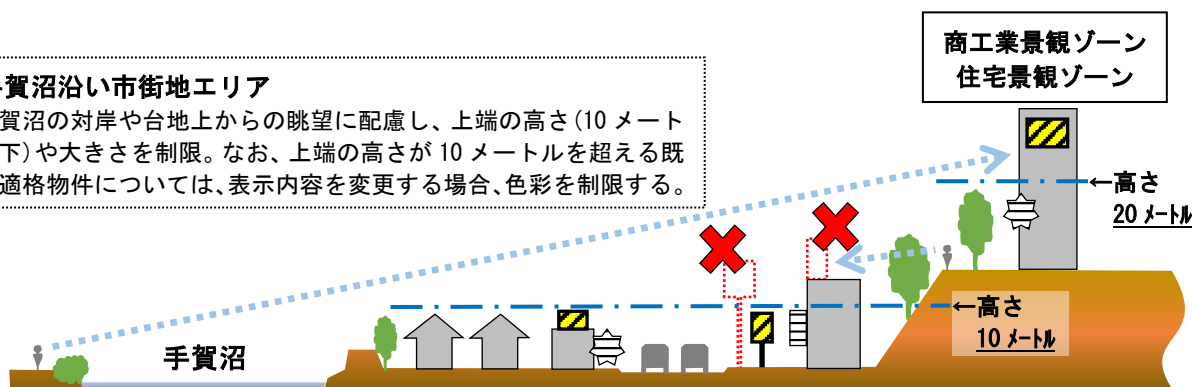


●公園坂通りエリア

歩行者の目線に配慮し、上端の高さ(7メートル以下)や大きさ、色彩などを制限するとともに、屋上広告物や可変表示式広告物の設置を不可とする。

●手賀沼沿い市街地エリア

手賀沼の対岸や台地上からの眺望に配慮し、上端の高さ(10メートル以下)や大きさを制限。なお、上端の高さが10メートルを超える既存不適格物件については、表示内容を変更する場合、色彩を制限する。



4-4-1 景観法及び我孫子市景観条例で定める届出の対象行為

景観法で定める届出が必要な行為は、景観計画区域（※市全域）内で行う下表の①から⑤に掲げる行為とします。また、⑥に掲げる行為を行うときは、我孫子市景観条例に基づく届出が必要です。

区域		商工業景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
				手賀沼沿い自然・田園エリア 手賀沼沿い交流エリア	公園坂通りエリア	手賀沼沿い市街地エリア
行為の種類		住宅景観ゾーン				
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		●地盤面からの高さが 10 メートルを超えるもの又は延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの	●全てのもの（地盤面からの高さが 10 メートル以下の戸建て住宅を除く。）			
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	●地盤面からの高さが 2 メートルを超え、かつ、長さが 30 メートルを超えるもの				
	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの	●地盤面からの高さが 15 メートルを超えるもの				
	野立ての太陽光発電設備	●発電出力が 30 キロワット以上のもの	●発電出力が 10 キロワット以上のもの			
	上記以外の工作物	●地盤面からの高さが 10 メートルを超えるもの				
③開発行為		●都市計画法第 29 条第 1 項に規定する許可を要する開発行為で、高さが 2 メートルを超える法面又は擁壁が生じるもの				
④木竹の伐採				●伐採面積が 500 平方メートルを超えるもの		
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				●堆積の高さが 3 メートルを超えるもの又は堆積面積が 500 平方メートルを超えるもの		
⑥屋外広告物（建築物の窓等の内面に掲出し、屋外に向けて表示するものを含む）の表示・設置又は表示内容の変更（ただし、自動車を利用する広告物を除く。）		●上端の高さが地盤面から 20 メートルを超えるもの	●1 表示面積が 1 平方メートルを超えるもの			●建築物等から独立した屋外広告物で上端の高さが地盤面から 3 メートルを超えるもの又はそれ以外の屋外広告物で上端の高さが地盤面から 4 メートルを超えるもの

4-4-2 届出前の事前協議が必要な行為

「4-4-1 景観法及び我孫子市景観条例で定める届出の対象行為」のうち、下表に掲げるものに該当する場合は、我孫子市景観条例の規定により、計画変更が可能な時期かつ景観法で定める届出の30日前までに、事前協議が必要です。

事前協議が必要な行為のうち、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがあるものについては、「我孫子市景観アドバイザー」から良好な景観づくりのための助言・提案を行います。

行為の種類		区域	商工業景観ゾーン	住宅景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	手賀沼景観重点地区	
						手賀沼沿い自然・田園エリア 手賀沼沿い交流エリア 公園坂通りエリア	手賀沼沿い市街地エリア
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			●地盤面からの高さが15メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの		●地盤面からの高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの		
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	さく、塀、擁壁その他これらに類するもの				●地盤面からの高さが5メートルを超え、かつ長さが30メートルを超えるもの		
	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの					●地盤面からの高さが15メートルを超えるもの	
	野立ての太陽光発電設備				●行為の場所が我孫子市景観条例で定める野立ての太陽光発電設備の設置の自粛を要請する区域内のもので、発電出力が10キロワット以上のもの	●発電出力が10キロワット以上のもの	
	上記以外の工作物				●地盤面からの高さが15メートルを超えるもの		

4-5 景観形成基準

「4-4-1 景観法及び我孫子市景観条例で定める届出の対象行為」に該当する行為を行うときは、景観法及び我孫子市景観条例の規定により、本計画で定める下表に掲げる景観形成基準に適合する必要があります。なお、届出の対象とならない行為を行う場合も、面的に一体感のある良好な景観づくりのため、景観形成基準を踏まえた色彩の選択や修景の工夫などのご協力をお願いします。

建築物・工作物	配置・規模	●手賀沼などの水辺や斜面林などの緑の眺望を遮らないよう配慮すること。 ●道路などの公共空間への圧迫感の軽減に配慮すること。 ●敷地内に残る歴史・自然的な地域資源の保全や活用に努めること。	
	形態・意匠	●周辺の歴史的建造物との調和に配慮すること。 ●自然素材の使用や適度な分節化などにより、デザインの単調化や圧迫感の軽減に配慮すること。 ●附帯設備を設ける場合は、周囲から目立たないよう配慮すること。	
	色彩	建築物	●別表1(※18～19 ページ参照)に掲げる色彩基準に適合したものとすること。 ●ガラス等の透過性のある素材には、空に溶け込むような色を用いるよう配慮すること。
		工作物	●周辺の景観に調和する彩度及び明度に配慮すること。
	緑化等	●斜面林などの既存の緑の保全や活用に配慮すること。 ●敷地内の緑が道路から共有できるよう配慮すること。 ●中高木を効果的に植栽するなど、十分な緑化に配慮すること。 ●緑を活用し、駐車場やごみ置き場等の附帯施設が目立たないよう努めること。 ●照明は、動光又は点滅を伴うものを避け、夜間景観に配慮すること。	
野立ての太陽光発電設備	配置・規模	●道路などの公共空間から望見しにくい形での設置に配慮すること。	
	色彩等	●別表1(※20 ページ参照)に掲げる色彩等の基準に適合したものとすること。	
	その他	●景観に悪影響を及ぼさないよう、設備等の適切な維持・管理に努めること。	
開発行為		●地形の変更を最小限に抑え、大規模な擁壁や、のり面が生じないよう、現況の地形の活用に配慮すること。 ●区域内にある既存の緑の保全や水辺等の活用に配慮すること。	
木竹の伐採		●道路沿いや良好な景観を形成する樹林の伐採は最小限に抑え、緑の活用に努めること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●道路沿いの堆積や高さを抑え、緑で遮蔽するなど、周辺への圧迫感の軽減に配慮すること。	
屋外広告物	配置・規模	●手賀沼などの水辺や斜面林などの緑の眺望を遮らないよう配慮すること。 ●道路などの公共空間への圧迫感の軽減に配慮すること。 ●野立て広告物の設置は控えるよう努め、周辺の景観に調和するよう配慮すること。 ●数量及び面積は必要最小限とし、集合化や建築物本体とのデザインや設置高さの調和に配慮すること。	
	形態・意匠・色彩	●別表2-1(※21 ページ参照)及び別表2-2(※22～23 ページ参照)に掲げる基準に適合したものとすること。	
	その他	●照明は、色付き光源や動光及び点滅を伴うものを避け、敷地外や上空を照らさないよう夜間景観に配慮すること。	

別表 1 建築物の外壁・屋根及び野立ての太陽光発電設備の色彩基準

1. 建築物の外壁の基調をなす部分の色彩（ベースカラー）及び屋根の色彩の基準

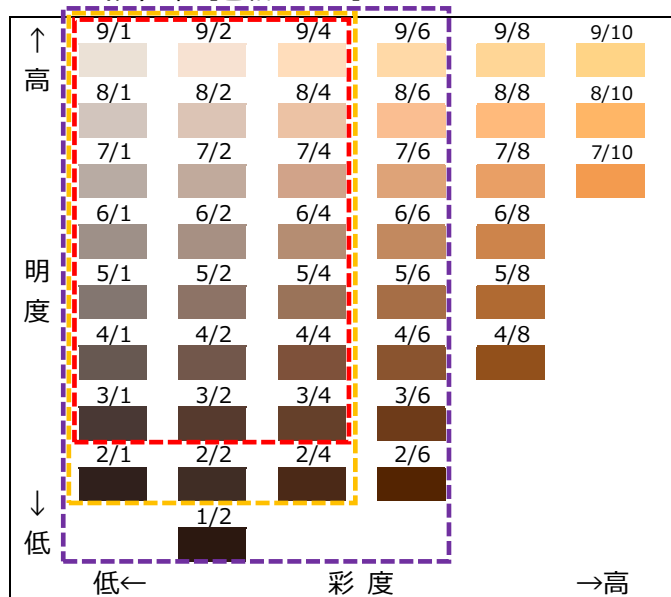
商工業景観ゾーン		【外壁】 各面の見付面積の 80 パーセント以上の部分に、以下の範囲内の色彩を使用すること。		【屋根】 太陽光発電パネルを設置する場合は、以下の範囲内の色彩のものとする。	
対象	色相	明度	彩度	明度	彩度
上端の高さが地盤面から 10 メートルを超えるもの又は延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの	R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲 (ただし、 地盤面から 高さ 20 メートルを超える部分については 7 以上)	6 以下	6 以下	6 以下
	G Y (黄緑) G (緑)		4 以下		4 以下
	B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)		2 以下		
	N (無彩色)			8 以下	

住宅景観ゾーン		【外壁】 各面の見付面積の 90 パーセント以上の部分に、以下の範囲内の色彩を使用すること。		【屋根】 太陽光発電パネルを設置する場合は、以下の範囲内の色彩のものとする。	
自然・田園景観ゾーン		明度	彩度	明度	彩度
上端の高さが地盤面から 10 メートルを超えるもの又は延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの	R (赤) Y R (橙) Y (黄)	2 以上 【※注 3】	4 以下	6 以下	3 以下
	G Y (黄緑) G (緑)		2 以下		
	B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)				
	N (無彩色)			8 以下	

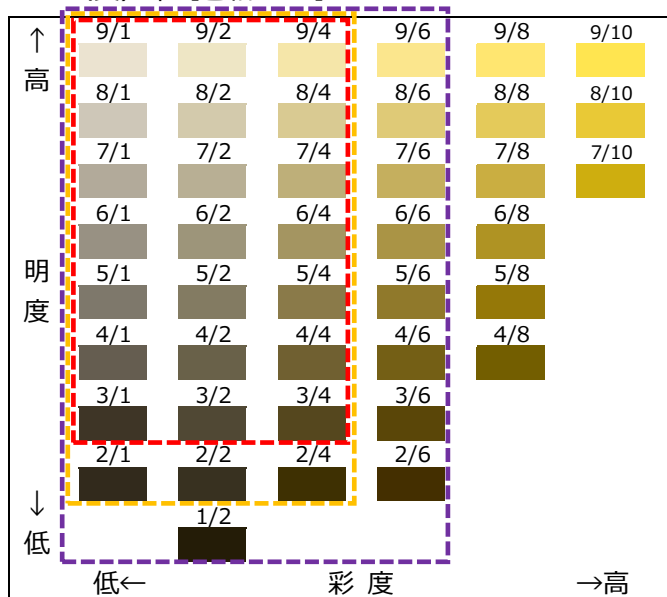
【参考】建築物の外壁のベースカラーに使用可能な色彩の例（イメージ）

…手賀沼景観重点地区

●YR (橙) 系【色相：5YR】



●Y (黄) 系【色相：5Y】



手賀沼景観重点地区 (全エリア共通)		【外壁】 各面の見付面積の 90 パーセント以上の部分に、以下の範囲内の色彩を使用すること。		【屋根】 太陽光発電パネルを設置する場合は、以下の範囲内の色彩のものとする。	
対象	色相	明度	彩度	明度	彩度
上端の高さが 地盤面から 10 メートル以下 の戸建て住宅 を除くすべて のもの	5 R (赤) ~ Y R (橙) ~ 5 Y (黄)	3 以上 【※注 3】	4 以下	6 以下	3 以下
	その他の色相	使用できません。		4 以下	
	N (無彩色)	3 以上 【※注 3】		8 以下	

【※注 3】ただし、地盤面から高さ 10 メートルを超える部分については「7 以上」

2. 建築物の外壁のアクセントカラーの基準

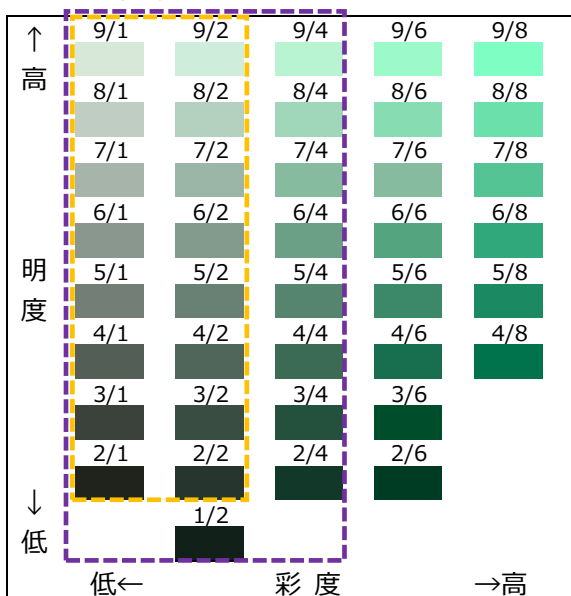
※対象は「1. 建築物の外壁の基調をなす部分の色彩（ベースカラー）及び屋根の色彩の基準」と同じです。

色相	明度	彩度	左記の色彩を使用できる面積割合		
			商工業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン 自然・田園 景観ゾーン	手賀沼景観 重点地区 (全エリア共通)
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲	10 以下	外壁各面の 見付面積の 20 パーセント 以下	外壁各面の 見付面積の 10 パーセント 以下	外壁各面の 見付面積の 10 パーセント 以下
G Y (黄緑) G (緑)		8 以下			
B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)		6 以下			
N (無彩色)					

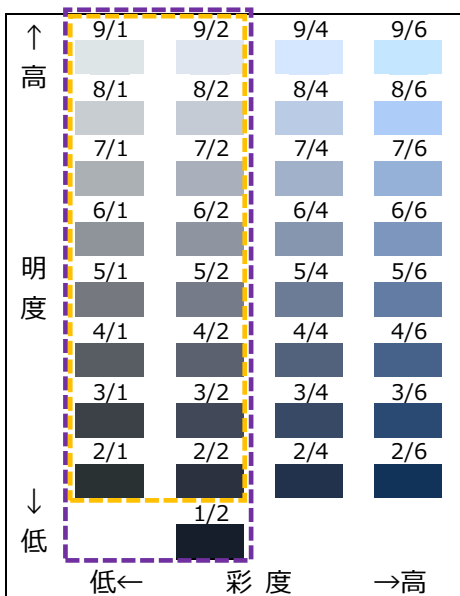
…住宅景観ゾーン、自然・田園景観ゾーン

…商工業景観ゾーン

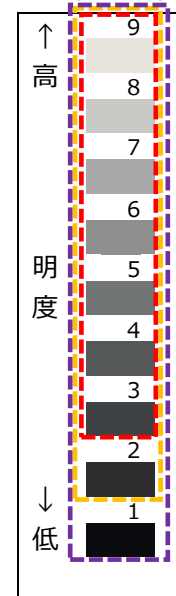
● G (緑) 系【色相：5G】



● PB (青紫) 系【色相：5PB】



● N (無彩色)



3. 野立ての太陽光発電設備の色彩等の基準

設置場所の 景観計画区域の分類	対象	基準
● 商工業景観ゾーン ● 住宅景観ゾーン ● 自然・田園景観ゾーン（我孫子市景観条例で定める野立ての太陽光発電設備の設置の自粛を要請する区域を除く）	発電出力が 30 キロワット 以上のもの	● 太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺等の暗色とし、彩度 4 以下かつ明度 4 以下とすること。 ● 太陽光パネルの材質には低反射性のものを使用すること。
● 自然・田園景観ゾーンのうち我孫子市景観条例で定める野立ての太陽光発電設備の設置の自粛を要請する区域 ● 手賀沼景観重点地区	発電出力が 10 キロワット 以上のもの	

【備考】野立ての太陽光発電設備の設置の自粛要請について

次のいずれかの区域内に野立ての太陽光発電設備の設置が計画された場合において、市が、良好な景観の形成に影響を及ぼす、又は災害の防止のために必要があると認めるときは、我孫子市景観条例に基づき、当該設備の設置を計画している事業者等に設置の自粛を要請します。

● 景観重点地区

…12～13 ページの【景観計画区域等の区域図】に示す手賀沼景観重点地区

● 特色ある自然又は歴史景観を有するものとして景観計画に定める区域

…12～13 ページの【景観計画区域等の区域図】に示す  で囲まれた範囲

● 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例 第 3 条第 2 項に規定する指定斜面林

● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域内の斜面地

別表 2-1 屋外広告物の形態・意匠・色彩基準

区域 区分		商工業景観ゾーン	自然・田園 景観ゾーン	手賀沼景観重点地区		
		住宅景観 ゾーン		手賀沼沿い 自然・田園エリア 手賀沼沿い 交流エリア	公園坂通り エリア	手賀沼沿い 市街地エリア
共通	色彩	●別表 2-2 (※22～23 ページ参照) に掲げる屋外広告物の色彩基準に適合すること。				
	地盤面から上端までの高さ		●10メートル以下とすること（ただし、公益上必要なものを除く）。	●7メートル以下とすること。	●10メートル以下とすること。	
	意匠	●人物や動物、事業内容を連想させる写真を表示できる範囲は、地盤面から高さ 20 メートルまでとする。		●人物や動物、事業内容を連想させる写真や意匠（ただし、ロゴマークを除く）は使用しないこと。		
	可変表示式 広告物 (LED 電光掲示板 等)	●使用できる範囲は地盤面から高さ 20 メートルまでとする（ただし、公益上必要なものを除く）。	●設置してはならない（ただし、公益上必要なものを除く）。			
屋上広告物			●設置してはならない。			●1 棟につき 1 基とし、1 基あたりの表示面積を 10 平方メートル以下とすること。
突き出し 広告物			●1 棟につき 1 基とし、1 基あたりの表示面積を 3.5 平方メートル以下とすること。			
壁面・窓面 利用広告物				●1 壁面につき、壁面の見付面積に対する広告物の面積の割合を合計で 1/10 以下とすること。 ●壁面に表示する文字は、切り文字又は箱文字とすること。		
独立 広告物	1 表示面積			●10 平方メートル以下とすること。	●3.5 平方メートル以下とすること。	●10 平方メートル以下とすること。
	表示面以外 (支柱など) の色彩		●茶系を基本とし、周辺の景観との調和に配慮した明度・彩度とすること。			

屋外広告物に関する基準を定めている地区計画の区域内においては、その基準が上表に掲げるものに加えて適用されます。

別表 2-2 屋外広告物の色彩基準

(1) 商工業景観ゾーン、住宅景観ゾーン

対象		色彩基準		
		色相	明度	彩度
上端の高さが 地盤面から 20 メートルを超 えるもの	1 表示面積の 2 分の 1 以上 の部分に、右 記の範囲内の 色彩を使用す ること。	R (赤) Y R (橙) Y (黄) G Y (黄緑)	8 以上	2 以下
		G (緑) B G (青緑) B (青) P B (青紫)		6 以下
		P (紫) R P (赤紫)		2 以下
		N (無彩色)		

【参考】商工業景観ゾーン、住宅景観ゾーンの色彩基準の適合例（イメージ）



◀ Y R (橙) 系と P B (青紫) 系の明度の下限・
彩度の上限の色彩を使用した例

- 地の色 …色相：5YR、明度：8、彩度：2
- 文字の色…色相：5PB、明度：8、彩度：6



◀ G (緑) 系と Y (黄) 系の明度の下限・彩度の
上限の色彩を使用した例

- 地の色 …色相：5G、明度：8、彩度：6
- 文字の色…色相：5Y、明度：8、彩度：2

(2) 自然・田園景観ゾーン、手賀沼景観重点地区（手賀沼沿い自然・田園エリア、手賀沼沿い交流エリア、公園坂通りエリア、手賀沼沿い市街地エリア）

対象	色彩基準			
		色相	明度	彩度
1 表示面積が1平方メートルを超えるもの（ただし、手賀沼沿い市街地エリアについては、地盤面から上端までの高さが10メートルを超える既存不適格物件のみとする。）	1 表示面積の3分の2以上の部分に、右記の範囲内の色彩を使用すること。	R（赤） Y R（橙） Y（黄）	全範囲	4 以下
		G Y（黄緑） G（緑） B G（青緑） B（青） P B（青紫） P（紫） R P（赤紫）		5 以下
		N（無彩色）		

【参考】自然・田園景観ゾーン、手賀沼景観重点地区の色彩基準の適合例（イメージ）



◀ Y R（橙）系と P B（青紫）系の色彩を使用した例

- 地の色 …色相：5YR、明度：5、彩度：4
- 文字の色…色相：5PB、明度：5、彩度：4



◀ G（緑）系と Y（黄）系の色彩を使用した例

- 地の色 …色相：5G、明度：5、彩度：4
- 文字の色…色相：5Y、明度：5、彩度：4

第5章 景観拠点

持続可能な活力ある都市づくりの観点から、景観資源のうち次のポイントを、関連計画などでの位置づけや「我孫子のいろいろ八景」への選定を踏まえて『景観拠点』とし、その周辺と合わせて、「4-5 景観形成基準」による規制・誘導に加え、関連計画などと連携して保全・活用を進めます。

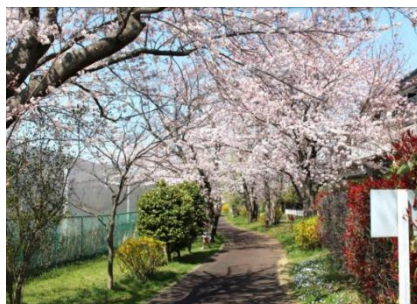
(1) 手賀沼公園と手賀沼親水広場

我孫子市都市計画マスタープランに位置づけた市の2つの『交流拠点』の核となる施設です。手賀沼の水辺に位置し、周辺には、白樺派の文人たちの足跡や歩行者が主役のシンボルロードに相応しい地区計画によるまちなみの誘導及び無電柱化などの道路整備を進める「公園坂通り」、市街化調整区域の性格を保持しながら地区計画で観光施設の立地誘導を図る「我孫子新田地区」、手賀沼公園と手賀沼親水広場を結ぶ「手賀沼遊歩道」など、市の施策上重要な施設などが数多く存在しています。

この景観拠点では、各施設などのまちづくりにおける位置づけを踏まえ、それらの線的・面的なつながりを印象づけられるよう、手賀沼の南岸（柏市側）からの見え方にも配慮した景観づくりを進めていきます。



▲手賀沼公園



▲手賀沼遊歩道



▲公園坂通りの将来イメージ

(我孫子市都市計画マスタープランより)

(2) 古利根沼と古利根公園・自然観察の森

昔の利根川の姿を残す貴重な水辺空間であり、「古利根沼周辺保全基本計画」に基づき市民ボランティアなどの手によって大切に保全されています。また、「我孫子市緑の基本計画」では、緑の推進施策を実現するための取り組みの一つに古利根沼周辺の水辺と緑の保全・活用を位置づけています。

この景観拠点では、水辺と緑が生み出す自然景観の保全に重点をおき、景観を阻害するおそれのある人工物の設置については設置者に景観への配慮を求めるなど、市民・事業者の理解と協力を得ながら景観づくりを進めていきます。



▲計画図(古利根沼周辺保全基本計画より)



市民による古利根沼周辺の清掃活動▶

(3) 岡発戸・都部の谷津（谷津ミュージアム）

谷津の地形と様々な生き物を育む豊かな自然が残されている場所です。「谷津ミュージアム事業構想」に基づき、市民と市が協働で保全し、環境学習の場として活用されています。また、岡発戸・都部の谷津の景観は、「我孫子のいろいろ八景」の『斜面林・田園八景』、『水八景』、『ハケの道八景』、『成田線車窓八景』の4つのジャンルの八景に選ばれています。



▲谷津の自然景観



▲市民による谷津田の稲刈り

この景観拠点では、特徴的な谷津の地形とボリュームのある一団の緑によって形成されている自然景観の保全に重点をおいた景観づくりを進めていきます。一定規模以上の野立ての太陽光発電設備の設置については、谷津の景観に影響を及ぼすと認められるときは、事業者計画の見直しや設備の設置の自粛を求めています。

(4) 旧井上家住宅と手賀沼干拓地

手賀沼の干拓に尽力し、相島新田を拓いた井上家の建物群は、市の指定文化財に登録されており、「我孫子市文化財保存活用地域計画」では『我孫子遺産』の一つに位置づけ、施設の修繕や地域住民との連携によるイベントの開催などにより来訪者を増やしていく方針を掲げています。また、南側に広がる広大な手賀沼干拓地の景観は、「我孫子のいろいろ八景」の『斜面林・田園八景』の一つに選ばれています。

この景観拠点では、旧井上家住宅を本市の東部地域における代表的な歴史系景観資源と捉え、施設の修繕にあたっては、その特徴を損なわないよう配慮します。また、周辺の建築物や工作物、屋外広告物の形態意匠を、旧井上家住宅と調和したものとなるよう誘導を図ります。さらに、市民・事業者への景観まちづくりの普及啓発の取り組みとして、歴史景観を活かしたイベントなどを検討・実施していきます。



▲旧井上家住宅母屋



▲歴史景観コスプレイベント
「あびコス」

第6章 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

6-1 景観づくりに関する普及啓発

市民・事業者・行政の連携・協力による景観づくりを推進するため、市民団体と協働で選定した「我孫子のいろいろ八景」を活用しながら、本市の景観の魅力や景観づくりの重要性に関する普及啓発の取り組みを強化し、市民・事業者の景観に対する関心を高めていきます。

● これまでに取り組んできた「我孫子のいろいろ八景」を活用した主な普及啓発活動

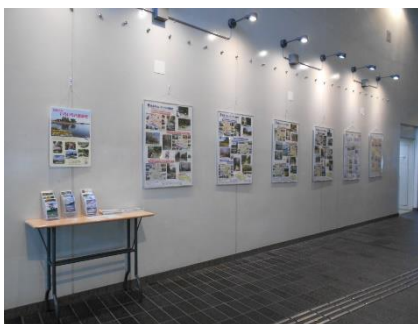
① 我孫子のいろいろ八景歩き【※注4】の実施



② 我孫子のいろいろ八景歩きコースマップの発行・配布



③ 公共施設や商業施設でのパネル展示



④ 居ながら八景歩き【※注5】



【※注4】 我孫子のいろいろ八景歩き

…「我孫子のいろいろ八景」に選ばれた本市を代表する景観ポイントなどを、景観づくり市民団体「我孫子の景観を育てる会」のガイドと一緒に巡るまち歩きイベント。

【※注5】 居ながら八景歩き

…「我孫子のいろいろ八景」の画像を見ながら「我孫子の景観を育てる会」のガイドによる説明を聞くことで、我孫子のいろいろ八景歩きを疑似体験できるイベント。

6-2 市民団体などによる景観づくり活動への支援

市民による景観づくり活動を広げていくため、我孫子市景観条例で定める「景観づくり市民団体」をはじめ、市民団体などが自主的・主体的に行う景観づくり活動を引き続き支援していきます。

<「景観づくり市民団体」に認定されている団体>

団体名	認定年月日
我孫子の景観を育てる会	平成 13 年 7 月 3 日

我孫子の景観を育てる会による代表的な景観づくり活動

①市民観桜会

(会場：我孫子ゴルフ倶楽部)



②日立庭園公開

(会場：(株)日立アカデミー我孫子キャンパス)



第7章 景観重要建造物等の指定の方針

7-1 景観重要建造物の指定の方針

景観法の規定により、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、法令で定める基準【※注6】を満たすものを、景観重要建造物として指定することができます。

景観重要建造物の指定を受けた建造物の増改築や除却、外観の変更などを行う場合は、市長の許可が必要となります。

【※注6】法令で定める景観重要建造物の指定の基準

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

なお、次の建造物については、景観法の規定により景観重要建造物に指定できません。

- 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定・仮指定された建造物

地域の景観を象徴する建造物の除却や外観の変更などによって、特色ある良好な景観が損なわれることのないよう、法令で定める指定の基準を満たし、かつ、次に示す項目のいずれかに該当する建造物を、景観重要建造物に指定します。

- 本市の自然や歴史・文化などの特性が外観に表われた特徴的な建造物
- 地域のシンボルとして、住民などに広く親しまれている建造物
- 地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

7-2 景観重要樹木の指定の方針

景観法の規定により、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、法令で定める基準【※注7】を満たすものを、景観重要樹木として指定することができます。

景観重要樹木の指定を受けた樹木の伐採又は移植を行う場合は、市長の許可が必要となります。

【※注 7】法令で定める景観重要樹木の指定の基準

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

なお、次の樹木については、景観法の規定により景観重要樹木に指定できません。

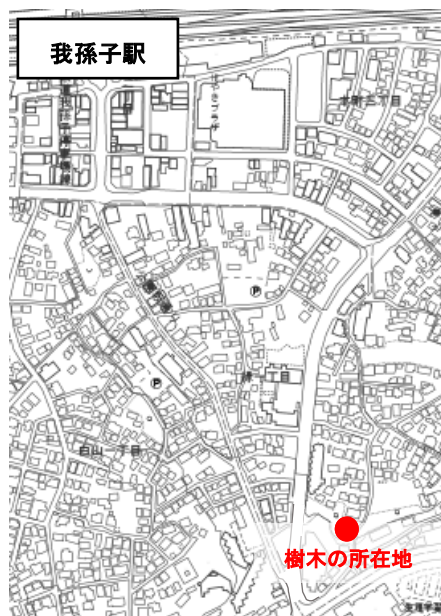
- 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定・仮指定された樹木

地域の景観を象徴する樹木の伐採などによって、特色ある良好な景観が損なわれることのないよう、法令で定める指定の基準を満たし、かつ、次に示す項目のいずれかに該当する樹木を、景観重要樹木に指定します。

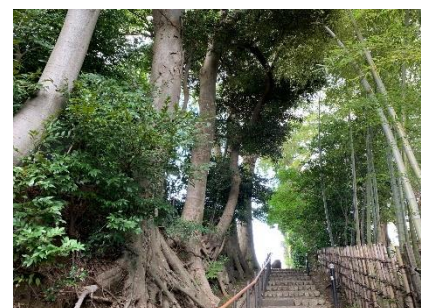
- 地域のシンボルとして、住民などに広く親しまれている樹木
- 地域の良好な景観づくりの観点から、特に重要な価値があると認められる樹木

<景観重要樹木に指定されている樹木>

指定樹木の名称	指定年月日
『三樹荘の樹木』（スダジイ 3 本、ケヤキ 3 本）	平成 22 年 3 月 2 日



▲スダジイ



ケヤキ▶

(※天神坂(中央)の左側)

(指定理由)

6本の樹木が一体となって、地区を印象づけるシンボリックな景観を形成している。大正時代には樹木の所在地(※民有地)に日本民藝館の創設者である「柳 宗悦」の邸宅があり、この3本のスダジイの古木を見た柳の叔父の「嘉納 治五郎」によって、『三樹荘』と命名された。

第8章 推進体制

8－1 我孫子市景観審議会

本市の景観づくりに関する諮問機関として、学識経験者や各種団体の代表者などで構成される我孫子市景観審議会を置き、景観計画の改定や景観法に基づく勧告・命令、良好な景観づくりに関する重要事項について調査・審議を行います。

8－2 我孫子市景観アドバイザー

色彩や建築、造園などの専門家を「我孫子市景観アドバイザー」に委嘱し、周囲の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な建築物の建築及び開発行為や、景観づくりにおいて先導的な役割を担う公共施設及び公共サインの形態意匠などについて、必要に応じて専門的な助言・提案を求め、良好な景観づくりに活かします。